

特許（登録）証

令和 6年11月 1日

佐藤 武史 様
登録証件数 1件

特許証、登録証の送付通知になります。

<注意>

本通知の徴収金額（支払額）※と納付金額（適正額）をご確認ください。

多く払いすぎた場合は、「既納特許（登録）料返還請求書」を提出することで過誤納の特許（登録）料の返還を受けることができます。

ただし、納付した日から1年を経過した後は請求することができないため、ご注意ください。

※納付書（補充）が提出されている場合の徴収金額は、本通知からはわからないため、ご自身にて提出書類や納付照会等をご確認ください。

<お問い合わせ先>

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。

- ・問い合わせ受付時間：平日9時00分から17時30分まで
（土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除きます）

特許庁審査業務部登録室設定担当

電話番号：<代表>03-3581-1101

（内線番号は次のとおりです）

「特許権」の特許証について : 内線2707

「実用新案権」の登録証について : 内線2709

「意匠権」の登録証について : 内線2710

「商標権」の登録証について : 内線2713

この通知に関するお問い合わせがございましたら、上記の各担当までご連絡ください。

電話 03(3581)1101 内線----

案件一覧：特許（登録）証の通知

送付先 佐藤 武史
権利者 マリアージュ賃貸株式会社

No.	四法	登録番号	分割番号 *1	防護 番号	書類名称	登録日	出願番号	出願日	請求項 の数*2	受付番号	納付 年分	納付金額	納付日	徴収金額*3	徴収日	次期年金 納付期限日*456
1	特許	7580718			特許証	2024.11.01	2020-193607	2020.11.20	005	52402307952	01-03	5,790	2024.10.22	5,790	2024.10.22	2027.11.01

1…分割番号は5桁まで表示、6桁以上ある場合「」を表示
*2…請求項の数または商品及び役務の区分数
*3…納付書（補充）が提出されている場合は、徴収金額欄には「*****」と表示されます
*4…納付期限日が行政機関の閉庁日に当たるときは、翌開庁日が納付期限日となります
*5…商標設定登録（商標で防護番号の入力がないもの）の場合、次期商標権更新申請の申請期限日（5年分の分割納付の場合は、後期支払分の納付期限日）となります
*6…防護標章登録（商標で防護番号の入力があるもの）の場合、次期防護標章更新出願の出願期限日となります

特許権設定登録通知書

特許料納付期限日

特許番号 第 7 5 8 0 7 1 8 号
登録日 令和 6 年 1 1 月 1 日
出願番号 特願 2 0 2 0 - 1 9 3 6 0 7
出願日 令和 2 年 1 1 月 2 0 日
請求項の数 5
納付年分 第 3 年分まで
納付金額 5, 7 9 0 円
納付日 令和 6 年 1 0 月 2 2 日
設定登録時の特許料の減免を認めました。

納付年分	納付期限日
第 4 年分	令和 9 年(2027年) 1 1 月 1 日
第 5 年分	令和 1 0 年(2028年) 1 1 月 1 日
第 6 年分	令和 1 1 年(2029年) 1 1 月 1 日
第 7 年分	令和 1 2 年(2030年) 1 1 月 1 日
第 8 年分	令和 1 3 年(2031年) 1 1 月 1 日
第 9 年分	令和 1 4 年(2032年) 1 1 月 1 日
第 1 0 年分	令和 1 5 年(2033年) 1 1 月 1 日
第 1 1 年分	令和 1 6 年(2034年) 1 1 月 1 日
第 1 2 年分	令和 1 7 年(2035年) 1 1 月 1 日
第 1 3 年分	令和 1 8 年(2036年) 1 1 月 1 日
第 1 4 年分	令和 1 9 年(2037年) 1 1 月 1 日
第 1 5 年分	令和 2 0 年(2038年) 1 1 月 1 日
第 1 6 年分	令和 2 1 年(2039年) 1 1 月 1 日
第 1 7 年分	令和 2 2 年(2040年) 1 1 月 1 日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

重 要

特許料の納付について

- ・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から 2 0 年）までの各年について、所定の特許料納付書を特許庁に提出する必要があります。
- ・なお、第 4 年分以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。
- ※ この通知を保管し、上記の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください（自動納付制度もありますので、特許庁ホームページを参照してください）。
- ・第 4 年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
- ・納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後 6 ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。
- ・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。
- ・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- ・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ <https://www.jpo.go.jp/index.html>

※【重要】特許（登録）料等の納付期限日を忘れないために電子メールにて納付期限が近づいたことをお知らせするサービスがあります。利用については、以下を参照ください。

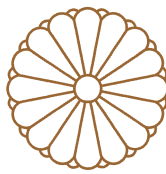
『特許（登録）料支払期限通知サービスについて』

https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen_tsuchi_service.html

問い合わせ先 審査業務課登録室

電話 0 3 (3 5 8 1) 1 1 0 1 (代表)

特許担当 内線 2 7 0 8



特許証

(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第 7580718 号
(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

中古物件購入価格決定システム、中古物件購入
価格決定方法、及び中古物件購入価格決定用の
コンピュータプログラム

特許権者
(PATENTEE)

神奈川県横浜市旭区二俣川1丁目46-26新
堀ビル302

マリアージュ賃貸株式会社

発明者
(INVENTOR)

藤井 大輔

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願 2020-193607

出願日
(FILING DATE)

令和 2年11月20日 (November 20, 2020)

登録日
(REGISTRATION DATE)

令和 6年11月 1日 (November 1, 2024)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。

(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 6年11月 1日 (November 1, 2024)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

小野洋太

